

前回の P F I 推進委員会におけるご説明からの主な修正点

1. 基本方針（第 4 条）

政府が基本方針を定めなければならないことし、内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならないこととした。

2. 協定の位置付け（第 5 条、第 10 条等関連）

P F I 法中の「契約」、「事業計画」、「協定」について、官民対等の関係であるという趣旨を明確化するため「契約」という用語で統一化した。

3. 実施方針の策定の見通し等の公表（第 10 条の 2）

当該年度の実施方針の策定の見通しに関する事項を公表することとした。

4. 運営権に関する実施方針における記載事項（第 10 条の 4）

運営権に関する実施方針における記載事項として、運営権実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置を追加した。

5. 公共施設等運営権に関する実施方針に関する条例（第 10 条の 5）

地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとし、当該条例に定める事項として、利用料金に関する事項を追加した。

6. 公共施設等の利用料の決定（第 10 条の 10）

利用料金について、事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、公共施設等の管理者の定めるところにより運営権者が定めるのではなく、管理者の定めた実施方針に従い、運営権者が定めることとし、また、管理者による承認を求めるのではなく、管理者に対する届出のみで足りることとした。

7. 運営権の処分の制限（第 10 条の 13）

運営権の移転時の議会の議決について、あらかじめ条例に特別の定めがあれば、不要とした。

また、抵当権の設定が登録されている運営権については、その抵当権者の同意がなければ、放棄できないことを追加した。

8. 運営権の取消等（第 10 条の 16）

管理者は、抵当権の設定が登録されている運営権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その抵当権者に通知しなければならないことを追加した。

9. 公務員の出向（第 18 条の 2）

「国又は地方公共団体は、P F I 事業の円滑・効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣等人的援助について、必要な配慮を加えるよう努める」旨の配慮規定を措置した。

10. 民間資金等活用事業推進会議（第20条の2）

内閣府に、内閣総理大臣及び関係大臣からなる「民間資金等活用事業推進会議」を置くこととし、会議は、基本方針の案を作成すること等をつかさどり、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならないこととした。

11. その他

その他、所要の条文、文言の整理を行った。